

令和6年一宮市議会12月定例会

議 事 日 程 (第5号)

12月23日(月曜日) 午前10時 開議

- | | | | |
|----|-----|-----|---|
| 1 | 議案第 | 73号 | 令和6年度愛知県一宮市一般会計補正予算 |
| 2 | 議案第 | 74号 | 令和6年度愛知県一宮市国民健康保険事業特別会計補正予算 |
| 3 | 議案第 | 75号 | 令和6年度愛知県一宮市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 |
| 4 | 議案第 | 76号 | 令和6年度愛知県一宮市介護保険事業特別会計補正予算 |
| 5 | 議案第 | 77号 | 令和6年度愛知県一宮市公共駐車場事業特別会計補正予算 |
| 6 | 議案第 | 78号 | 令和6年度愛知県一宮市外崎土地地区画整理事業特別会計補正予算 |
| 7 | 議案第 | 79号 | 令和6年度愛知県一宮市病院事業会計補正予算 |
| 8 | 議案第 | 80号 | 令和6年度愛知県一宮市水道事業会計補正予算 |
| 9 | 議案第 | 81号 | 令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計補正予算 |
| 10 | 議案第 | 82号 | 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 11 | 議案第 | 83号 | 特別職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 12 | 議案第 | 84号 | 一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 13 | 議案第 | 85号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 14 | 議案第 | 86号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 15 | 議案第 | 87号 | 一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例等の一部改正について |
| 16 | 議案第 | 88号 | 一宮市保育所条例の一部改正について |
| 17 | 議案第 | 89号 | 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 18 | 議案第 | 90号 | 一宮市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 19 | 議案第 | 91号 | 一宮市児童厚生施設条例の一部改正について |
| 20 | 議案第 | 92号 | 一宮市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 21 | 議案第 | 93号 | 一宮市自転車駐車場条例の一部改正について |
| 22 | 議案第 | 94号 | 一宮市立学校施設使用条例の一部改正について |

- 23 議案第 95号 大平島公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について
- 24 議案第 96号 一宮市民会館特定天井等改修工事の請負契約の締結について
- 25 議案第 97号 一宮市民会館特定天井等改修電気設備工事の請負契約の締結について
- 26 議案第 98号 平島公園野球場スコアボード改修電気設備工事の請負契約の締結について
- 27 議案第 99号 小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について
- 28 議案第100号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 29 議案第101号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 30 議案第102号 ツインアーチ138の管理に係る指定管理者の指定について
- 31 議案第103号 令和5年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について
- 32 議案第104号 令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について
- 33 承認第 3号 専決処分の承認について
- 34 委員会提出議案第 6号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の見直しに向けた速やかな議論を求める意見書
- 35 委員会提出議案第 7号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正
- 36 委員会提出議案第 8号 一宮市議会基本条例の一部を改正する条例
- 37 委員会提出議案第 9号 一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 38 委員会提出議案第10号 一宮市議会事務局条例の一部を改正する条例
- 39 委員会提出議案第11号 一宮市議会会議規則及び一宮市議会事務局条例施行規則の一部を改正する規則
- 40 継続審査について
- 41 同意第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 42 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 43 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 44 諮問第 6号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 45 諮問第 7号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 46 諮問第 8号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 47 諮問第 9号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 48 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について

- 4 9 諮問第 1 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 5 0 諮問第 1 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 5 1 諮問第 1 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 5 2 議案第 1 0 5 号 令和 6 年度愛知県一宮市一般会計補正予算

委員会提出議案第6号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の見直しに向けた速やかな議論を求める意見書

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の見直しに向けた速やかな議論を行うよう、地方自治法第99条の規定により、国に対し意見書を提出する。

令和6年12月23日提出

議会運営委員会

委員長 渡 辺 之 良

提案理由

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の見直しに向けた速やかな議論を行うよう国に要望するため、会議規則第13条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の見直しに向けた
速やかな議論を求める意見書

現在の刑事訴訟法においては、冤罪被害者を救済するための制度として「再審」がある。58 年前の事件で逮捕され、死刑が確定した袴田巖さんの再審で無罪が言い渡された判決について、令和 6 年 10 月 9 日、検察は控訴の権利を放棄する手続を取り、袴田さんの無罪が確定した。

このような冤罪に関する報道を契機として、近年、再審制度に対する社会の関心も高まりつつあり、超党派の国会議員によっても「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が設立されている。

日本弁護士連合会においても、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化の実現、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む再審法の速やかな改正を求める決議が採択され、これらの実現に向けて、2022 年 6 月に「再審法改正実現本部」を設置している。

過去の冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階になって明らかとなり、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となったことも多々ある。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが重要であると思われる。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって、審理が長期化し、冤罪被害者の救済が遅延することが指摘されている。再審請求手続における手続規定に関しては、再審法に規定が少なく、裁判所の訴訟指揮により大きな差が生じうることもあるため、再審請求手続における手続規定を整備する必要があるとの意見もある。

よって国におかれては、冤罪被害者を迅速に救済するための議論を速やかに行うよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 23 日

一 宮 市 議 会

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 衆議院議長 参議院議長

市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定についての一部を次のとおり改正する。

令和6年12月23日提出

議会運営委員会

委員長 渡 辺 之 良

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)の公布に伴い、条文の整理を行うため、会議規則第13条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年一宮市議決)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
1・2 略	1・2 略
3 法第243条の2の8第8項の規定に基づく職員 の賠償責任に係る賠償額が1件30万円 以下のものの当該賠償責任の全部又は一 部を免除すること。	3 法第243条の2の9第8項の規定に基づく職 員の賠償責任に係る賠償額が1件30万円 以下のものの当該賠償責任の全部又は一 部を免除すること。
4～6 略	4～6 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3項の政令で定める日から施行する。

委員会提出議案第8号

一宮市議会基本条例の一部を改正する条例

一宮市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月23日提出

議会運営委員会

委員長 渡 辺 之 良

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴い、条文の整理を行うため、会議規則第13条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

一宮市議会基本条例の一部を改正する条例

一宮市議会基本条例(平成28年一宮市条例第57号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(基本理念) 第2条 議会は、市の唯一の <u>議決機関</u> 、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)に対する監視機関及び政策立案機能を有する機関として公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現するものとする。 (議会の責務) 第4条 議会は、市民の代表としての合議制による <u>議決機関</u> として、条例、予算等の議決により、市の意思決定を行うものとする。 2～5 略	(基本理念) 第2条 議会は、市の唯一の <u>議事機関</u> 、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)に対する監視機関及び政策立案機能を有する機関として公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現するものとする。 (議会の責務) 第4条 議会は、市民の代表としての合議制による <u>議事機関</u> として、条例、予算等の議決により、市の意思決定を行うものとする。 2～5 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第9号

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月23日提出

議会運営委員会

委員長 渡 辺 之 良

提案理由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行に伴い、条文の整理を行うため、会議規則第13条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年一宮市条例第19号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によ

ることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

委員会提出議案第10号

一宮市議会事務局条例の一部を改正する条例

一宮市議会事務局条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月23日提出

議会運営委員会

委員長 渡 辺 之 良

提案理由

議会事務局の名称を議会局に改正するため、本案を提出する。

一宮市議会事務局条例の一部を改正する条例

一宮市議会事務局条例(昭和35年一宮市条例第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<u>一宮市議会事務局条例</u> 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基き、一宮市議会に事務局_____を置く。 第2条 <u>事務局</u> に次の職員を置く。 <u>事務局長</u> 書記 その他の職員 第4条 <u>事務局長</u> は、議長の命を受け、 <u>事務局一切</u> の事務を掌理し、所属職員を監督する。 2 略 第5条 <u>事務局職員</u> の分限、懲戒及び服務並びに給与、勤務条件等その他については、特に定めるものの外、一宮市職員に適用される条例、規則等を準用する。	<u>一宮市議会局条例</u> 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基き、一宮市議会に事務局として <u>議会局</u> を置く。 第2条 <u>議会局</u> に次の職員を置く。 <u>議会局長</u> 書記 その他の職員 第4条 <u>議会局長</u> は、議長の命を受け、 <u>議会局一切</u> の事務を掌理し、所属職員を監督する。 2 略 第5条 <u>議会局職員</u> の分限、懲戒及び服務並びに給与、勤務条件等その他については、特に定めるものの外、一宮市職員に適用される条例、規則等を準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(一宮市議会基本条例の一部改正)
- 一宮市議会基本条例(平成28年一宮市条例第57号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次 略 <u>第7章 議会事務局等(第19条―第21条)</u> 略 <u>第7章 議会事務局等</u> <u>(議会事務局)</u> 第19条 <u>議会事務局</u> は、議長の統理する事務を補助し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。 (<u>議会事務局の機能</u>) 第20条 議長は、議会の政策立案機能を強化	目次 略 <u>第7章 議会局等(第19条―第21条)</u> 略 <u>第7章 議会局等</u> <u>(議会局)</u> 第19条 <u>議会局</u> は、議長の統理する事務を補助し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。 (<u>議会局の機能</u>) 第20条 議長は、議会の政策立案機能を強化

させ、議会活動を円滑に行うため、専門的な知識経験を有する職員の配置及び育成を行う等、 <u>議会事務局</u> の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。	させ、議会活動を円滑に行うため、専門的な知識経験を有する職員の配置及び育成を行う等、 <u>議会局</u> の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市議会委員会条例の一部改正)

3 一宮市議会委員会条例(昭和44年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 10人 総合政策部、総務部及び財務部並びに会計課並びに消防本部及び消防署、 <u>議会事務局</u> 、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会並びに固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びにその他の委員会の所管に属さない事項 (2)～(4) 略	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 略 (1) 総務委員会 10人 総合政策部、総務部及び財務部並びに会計課並びに消防本部及び消防署、 <u>議会局</u> 、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会並びに固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びにその他の委員会の所管に属さない事項 (2)～(4) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

4 一宮市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年一宮市条例第19号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条 略 2・3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、 <u>一宮市議会事務局</u> (第12条第4項において「事務局」という。)の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書	(定義) 第2条 略 2・3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、 <u>一宮市議会局</u> (第12条第4項において「議会局」という。)の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書

(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。 5～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2・3 略 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を<u>事務局</u>の特定の課又は職員に限るものとする。 5 略	(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。 5～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2・3 略 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を<u>議会局</u>の特定の課又は職員に限るものとする。 5 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

委員会提出議案第11号

一宮市議会会議規則及び一宮市議会事務局条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市議会会議規則及び一宮市議会事務局条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月23日提出

議会運営委員会

委員長 渡 辺 之 良

提案理由

一宮市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出する。

一宮市議会会議規則及び一宮市議会事務局条例施行規則の一部を改正する規則
(一宮市議会会議規則の一部改正)

第1条 一宮市議会会議規則(昭和44年一宮市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(会議録の記載事項) 第99条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 職務のため議場に出席した <u>事務局職員</u> の職氏名 (5)～(15) 略	(会議録の記載事項) 第99条 略 (1)～(3) 略 (4) 職務のため議場に出席した <u>議会局職員</u> の職氏名 (5)～(15) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市議会事務局条例施行規則の一部改正)

第2条 一宮市議会事務局条例施行規則(昭和24年一宮市議会規則第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<u>一宮市議会事務局条例施行規則</u> 第1章 事務分掌 第1条 <u>事務局</u> の事務を処理するため、 <u>庶務課</u> 及び議事調査課を置く。 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、 <u>事務局</u> に次長、課に専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (<u>庶務課</u> の事務分掌) 第3条 <u>庶務課</u> においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(14) 略 第6条 到着の文書は、 <u>庶務課</u> において、次によって処理しなければならない。 (1) 親展文書は、封皮に受付印を押捺し、議長及び副議長あてのものは <u>事務局長</u> に、その他のものは名あて人に交付する。 (2) 略 第8条 起案文書は、すべて <u>事務局長</u> を経て、議長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事項で議長が指定したものは、 <u>事務局長</u> がこれを代決することができる。 第10条 文書類は、 <u>事務局長</u> の承認を得ずし	<u>一宮市議会局条例施行規則</u> 第1章 事務分掌 第1条 <u>議会局</u> の事務を処理するため、 <u>総務課</u> 及び議事調査課を置く。 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、 <u>議会局</u> に次長、課に専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。 (<u>総務課</u> の事務分掌) 第3条 <u>総務課</u> においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(14) 略 第6条 到着の文書は、 <u>総務課</u> において、次によって処理しなければならない。 (1) 親展文書は、封皮に受付印を押捺し、議長及び副議長あてのものは <u>議会局長</u> に、その他のものは名あて人に交付する。 (2) 略 第8条 起案文書は、すべて <u>議会局長</u> を経て、議長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事項で議長が指定したものは、 <u>議会局長</u> がこれを代決することができる。 第10条 文書類は、 <u>議会局長</u> の承認を得ずし

てこれを他に示し、又はその謄本を与えることができない。 第10条の2 この規則で定めるもののほか、<u>事務局</u>における文書の取扱いについては、一宮市文書管理規則(平成10年一宮市規則第7号)の規定を準用する。	てこれを他に示し、又はその謄本を与えることができない。 第10条の2 この規則で定めるもののほか、<u>議会局</u>における文書の取扱いについては、一宮市文書管理規則(平成10年一宮市規則第7号)の規定を準用する。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に第2条の規定による改正前の一宮市議会事務局条例施行規則に規定する次の表の左欄に掲げる課に勤務する職員は、別段の辞令が発せられた場合を除き、同条の規定による改正後の一宮市議会局条例施行規則に規定する同表の右欄に掲げる課にそれぞれ勤務を命ぜられたものとみなす。

議会事務局庶務課	議会局総務課
議会事務局議事調査課	議会局議事調査課

令和6年12月23日

一宮市議会

議長 竹 山 聡 様

福祉健康委員会

委員長 東 渕 正 人

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会審査中の事件のうち、下記事件については閉会中もなお継続審査すべきものと決しましたので申し出ます。

記

- 1 請願書第 8 号 健康保険証廃止の中止に関する件